

議案第76号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する

条例の制定について

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

条例の改正理由についてですが、第4次大津市緑の基本計画中間見直しのため、令和6年度に設置した「大津市緑の基本計画審議会」について、令和7年12月に第4次大津市緑の基本計画（中間見直し）を策定したことにより、審議会として調査審議を終えたことから、条例から削除するものです。

大津市緑の基本計画審議会の概要についてですが、緑の基本計画を改定するために必要な事項を調査審議するため、学識経験を有する者、市民団体から選出された者、関係行政機関から選出された者の6名で構成された附属機関であり、令和6年度から令和7年度にかけて中間見直しの内容について審議いただきました。

3ページをお願いいたします。

新旧対照表になります。別表の該当する項を削除するものです。

ご説明は以上となります。